

第4章 基本施策の展開

基本目標 I 子どもの権利を尊重する社会づくり

I－1 子どもの権利の尊重

本市では、2000(平成12)年に全国に先駆けて、国連の「児童の権利に関する条約」(1989(平成元)年11月採択)の理念を踏まえた「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの権利の保障を明文化しました。

子どもは、それぞれが一人の人間として、個別の意思を有し、かけがえのない価値と尊厳を持っています。そして、権利の全面的な主体として、よりよく育とうとする力が發揮できる豊かな子ども時代を過ごすことができるようになります。

また、大人とともに社会を構成するパートナーとして、子どもが社会に参加できるよう、子どもの権利を尊重し、その保障に努める責務が社会全体にあります。

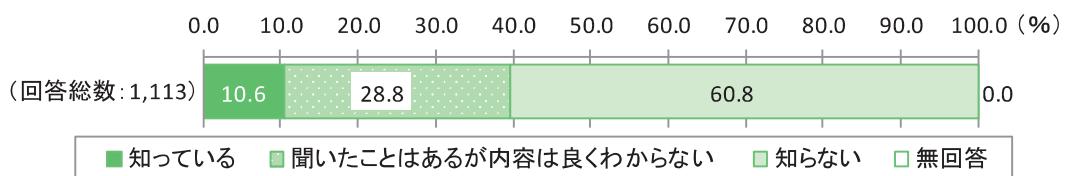
これまでの取組

- 「子ども夢パーク」は、「子どもの権利条例」に基づいて造られた施設として、子どもが「やりたい」と思ったことにチャレンジできるように、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを理念として運営しています。子ども夢パーク運営委員会で、子ども委員と大人委員の協議によってルールやイベントを決定し、子どもの自主的・自発的な活動を促進しています。
- 「川崎市子ども会議」を設置し、メンバーである子どもが自らの活動のテーマを決め主体となって活動しています。子どもの目線で、まちの安全性、環境保全やいじめなど、その時々の社会問題に対して話し合った結果を提言や報告書として取りまとめ、子どもの視点からの意見表明を行ってきました。また、7つの「行政区子ども会議」及び51の「中学校区子ども会議」との連携や交流を図っています。
- 権利侵害に関わる相談・救済機関として、「人権オンブズパーソン」が子どもの相談に乗り、救済に取り組んできました。
- 「子どもの権利条例」に基づき策定した「川崎市子どもの権利に関する行動計画」(2014(平成26)年3月第4次計画策定)を推進するとともに、毎年11月20日前後に川崎市子どもの権利の日事業を実施するなど、「子どもの権利条例」の普及・啓発活動を進めてきました。

現状と課題

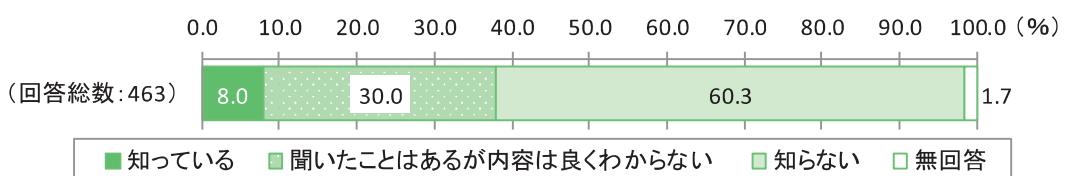
- 「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」(2012(平成24)年)によると、「子ども」、「おとな」ともおよそ6割が「子どもの権利条例」について「知らない」と回答しており、認知度の低さが課題です。

■「子どもの権利条例」を知っているか(子ども)



資料：「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」(平成24年)

■「子どもの権利条例」を知っているか(おとな)



資料：「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」(平成24年)

- 条例では虐待や体罰、いじめ等の権利侵害によって傷ついたり困ったりしている子どもを支えることが明示されています。子どもの相談を受ける相談・救済機関が必要なときに相談先として選択されるために、一層の相談機関の周知を図ることが求められます。
- 「川崎市子ども会議」として10年の活動をしてきた中で、初年度の2002(平成14)年から活動初期には50人を超えていた参加者数に対し、2013(平成25)年には20人と減少し、子どもの参加促進が課題となっています。

計画期間における方向性

- ◎ 子どもの権利の広報・啓発事業を推進するとともに、子どもの権利に関わる学習機会を提供し、子どもの権利の保障に努める民間団体との連携を推進し、市民の広い関心を得て子どもの権利への理解を深めるための施策・事業を充実します。
- ◎ 国籍や性別、障害、その他家庭の環境等を理由として差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ相談できる環境づくりを推進するとともに、家庭や地域、学校等における子どもの権利保障に必要な支援を行います。

◎「川崎市子ども会議」、「行政区子ども会議」、「中学校区子ども会議」の充実と相互の連携を推進し、子ども会議の活性化を図るとともに、「子ども夢パーク」等の活動を通じて、広く子どもの参加を呼びかけ、子どもの主体的な社会活動の活性化を促進します。

推進項目（1）子どもの権利の普及・啓発

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
かわさき子どもの権利の日事業	かわさき子どもの権利の日（11月20日）前後において、子どもの権利に関する団体等と協働し、「かわさき子どもの権利の日のつどい」をはじめとする子どもの権利に関する広報・啓発活動を実施します。	市民・こども局
人権尊重教育推進事業	「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校において権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開することにより、子どもの権利の理解を地域に広めます。	教育委員会

推進項目（2）子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
人権オンブズパーソンの周知	子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンブズパーソン相談・救済事業について、市民の理解と活用拡大を図るため、子ども・保護者・関係機関に向けた周知に努めます。	市民オンブズマン事務局
子どもの権利侵害の特性に配慮した相談・救済	ホームページ等により子どもが安心して気軽に相談できるようさまざまな相談窓口を紹介するとともに、関係機関等と連携して、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談への対応及び救済を行います。	市民・こども局

推進項目（3）子どもの主体的な参加の促進

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
地域における教育活動の推進事業	地域における子どもの育ちと意見表明を促進するため、「川崎市子ども会議」、「行政区子ども会議」、「中学校区子ども会議」の活動を推進します。	教育委員会
子ども夢パーク事業	子ども夢パークは「子どもの権利条例」を具現化した施設であり、子どもがありのままの自分でいられ、子どもが主体性を發揮して遊べる子ども夢パーク事業を推進します。	こども本部
青少年フェスティバル	青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「青少年フェスティバル」を実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。	こども本部

推進項目（4）多文化共生の取組

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
ふれあい館事業	互いの人権を尊重し合い、相互のふれあい交流を進めるため各種講座や行事を実施します。	こども本部



テーマ：友達

コラム

「子ども夢パーク」って？

「子どもの権利条例」の第27条では「子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努める。」ものとされています。

川崎市子ども夢パークは、この条例の趣旨を具現化した施設として、平成15年7月に高津区に開設されました。そこでは子どもが自由に遊び活動がふくらむ場所であり、子どもが安心してありのままの姿でいられる場所として、プレーパークやスタジオ、創作スペース、ログハウスなどの施設を備えています。

また、夢パーク内には「フリースペースえん」もあり、家庭や学校に自分の居場所を見いだせない子ども・若者の居場所として、学校外で多様に育ち学ぶ場となっています。